

1 臨床法学教育の重要性及び 当会のリーガルクリニックへの関与

法曹養成センター委員 三澤 英嗣 (48 期)



1 臨床法学教育とは

- (1) 平成13年の司法制度改革審議会意見書に基づき、平成15年4月から法科大学院制度がスタートし、大学(院)教育が法曹養成の一翼を担うことになった。

そのことにより、これまで法学部で日常的に行われていた大教室での講義という一方向的授業は好ましくないとされ、法律専門家を育成するために、少人数の学生と教員とが双方向的に授業を形成し、法的思考力を鍛えていくことが求められた。その結果、法曹養成は「教育」として社会的に認知され、法科大学院黎明期には、各法科大学院で、様々な教育手法の改革が実施された。もとより、その改革が大成功のうちに終わったとまで今言い切れないのが残念である。

- (2) この教育手法の改革の中で生まれたものの一つが臨床法学教育である。文字通り、法学教育を臨床的な手法を用いて実施するというもので、従前の法学部教育ではおよそなされていないものであった。

それ故、臨床法学教育は、様々な手法が生み出されたが、大別すれば①シミュレーション型(模擬裁判や模擬法律相談等)と②リアル型(リーガルクリニック、エクスターンシップ)の2類型に分かれる。

2 臨床法学教育の重要性とリーガルクリニック

- (1) 臨床法学教育が法科大学院で誕生したのは、そもそも法科大学院教育が法曹という実務家を養成することを目的とするものであったことが強く影響している。司法を担う実務家は、実体法や手続法の知識を得たとしても、それを使いこなせなければならぬ。そのためには、身につけるべき知識を、学習する段階から、どのように利用できるのかを意識した上で学ぶことが重要であり、かつ合理的であ

る。臨床法学教育は法曹という実務家の養成制度にはアブリオリに存在していたとさえ言える。

- (2) ここで大事なのは、臨床法学教育が、あくまでも「教育」であり、司法修習とは異なることである。従来実施されていた古典的な意味での司法修習は「教育」ではない。司法修習はあくまでも修習生の実戦である。

少し前の法曹界では、先輩弁護士の背中を見せるのが修習であるという表現がなされていた時代もある。しかし、本気で専門家を養成するには、背中を見せて云々などという曖昧なものではなく、実戦的な「技術」を、正確な「理論」によって裏付け、正しい精神をもって伝達し、それを修習の現場で実践することが必須である。それ故、臨床法学「教育」は、法曹養成において重要な意義を持つのだ。

そして、その臨床法学教育の最先端を牽引しているのが、当会のリーガルクリニックなのである。

- 3 当会は、このリーガルクリニック教育を実施するため、平成16年、國學院大學法科大学院内に、弁護士法人渋谷パブリック法律事務所(渋谷パブ)を、当会の公設事務所として設置した。渋谷パブは、4校の法科大学院と提携し、学生とチームを組んで、実際の事件に対応していた。その際、「教育」という視点から、法律要件等の基本に立ち返って、双方向・多方向的にカンファレンスを実施し、学生が学習している法の本質を理解させることを意識した。

その後、上記4校の法科大学院が募集停止に至り、渋谷パブは閉所したが、三田パブリック法律事務所(三田パブ)として、慶應義塾大学と中央大学の各法科大学院と提携し、同様に上記リーガルクリニックを実施した。残念ながら、三田パブも閉所したが、閉所後は、当会の法曹養成センターが、両法科大学院とリーガルクリニックを実施している。

2 法曹養成センターのリーガルクリニックへの関与

法曹養成センター委員 大西 雄太 (60 期)



当会は、2004年に國學院大學法科大学院キャンパス内に設立された公設事務所・渋谷パブリック法律事務所において、國學院大學法科大学院をはじめとする提携先の4法科大学院に対してリーガルクリニックを提供し、2014年度からは、慶應義塾大学法科大学院、中央大学法科大学院に対しても同授業の提供を開始した。2015年6月に國學院大學法科大学院が学生募集停止を決定して渋谷パブリック法律事務所が閉所した以降は、三田パブリック法律事務所がリーガルクリニックの拠点事務所として事業を引き継いで授業を継続してきたが、同事務所も2020年12月をもって閉所した。

このように、当会は、10年余りの間、各法科大学院に対してリーガルクリニックを継続的に提供してきたが、近年においても、慶應義塾大学法科大学院、中央大学法科大学院の学生を中心に、例年、30名の定員を上回る受講希望があり、学生たちから人気がある。また、受講後の受講者アンケートの回答も極めて好評で、法科大学院における臨床法教育を体現するものとして、高い評価を得ているものである。

この間、法曹養成センターは、当会の法曹養成制度の検討・実践を担う委員会として、リーガルクリニックのサポートを行うべく、三田パブリック法律事務所と連携して、複数の委員が学生の指導に補助的に関与してきたものであるが、三田パブリック法律事務所の閉所に伴い、これまでの経験と関係性を活かし、法曹養成センターがリーガルクリニックの提供主体になり得るかについて、委員会で検討を重ね、当会理事者と協議を行い、かつ、慶應義塾大学法科大学院、中央大学法科大学院と意見交換を行った。その結果、渋谷パブリック法律事務所・三田パブリック法律事務所において連綿と受け継がれ、

また、当会が継続して関与してきたリーガルクリニックを維持・発展させる必要性が高いという観点から、2021年度より、法曹養成センターが、法科大学院に対して提供するリーガルクリニックの運営を引き継ぐことを決断したものである。

それにより、2021年度より、当会がリーガルクリニックの実施主体となり、その実務を法曹養成センターが担うことになった（2021年度の具体的な実施内容については、他稿を参照されたい）。

このように、当会の委員会の一つである法曹養成センターがリーガルクリニックを引き継ぐことになったが、やはり「法科大学院における臨床法教育の実践・支援」は法科大学院教育において重要な役割を果たすことは言うまでもなく、したがって、当センターがそれを引き継ぐこと自体、大変な重責であるのも事実である。

しかしながら、幸いにして、法曹養成センターにおいては、若手委員から多くの経験を有する委員まで幅広くバランス良く所属しているし、後進の指導にも熱心に取り組む委員が多い。もちろん、法曹養成制度も時代とともに変化が生ずるものであることは言うまでもないが、制度が変わったとしても、実務家教育において「生の事件」を扱うことによる学習の重要性は不朽であると考えられることから、法曹養成センターは、今後とも、より充実したリーガルクリニックを提供して、優秀な法曹の養成に積極的に携わっていくべく努力を尽くしたいと考える。

最後に、あらためて、この度の法曹養成センターによるリーガルクリニックの引継ぎにご理解・ご協力を頂いた皆様方に感謝申し上げたい。

3 2021年度のリーガルクリニックについて

法曹養成センター副委員長 飯田 康仁 (58 期)



リーガルクリニック（以下「LC」）は、受講生が2～3名程度の各チームに分かれて各指導担当弁護士に付き、その指導担当弁護士が実際に扱っている生の事件に、弁護士の履行補助者として積極的に関わり、その事件を題材に学習をしていく授業である。そして最終日の全体報告会では、全チームが一堂に会して、自分達がどのような事案に取り組み、何を考え、何を学んだか等を発表しなければならない。

2021年度は、最初の授業である全体ガイダンスが8月3日に、全体報告会が9月14日に行われた。その間の約1か月半で、チームごとの活動・授業が行われる。

2021年度の受講生は両校合わせて28名、計10チームが編成された。事件種別ごとのチーム内訳（事前に受講生から希望を聞いてチームの編成をする）は、刑事チームが6チーム、民事チームが3チーム、外国人チーム（依頼者が外国人である民事チーム）が1チームであった。毎年、刑事チームの希望が増加傾向にあるが、チーム数全体の過半数を超えたのは2021年度が初めてである。

LCの刑事チームの活動内容は、当番弁護士での受任による被疑者弁護である。被疑事実の罪名は、覚醒剤取締法違反及び窃盗が各2件、暴行と公務執行妨害が1件ずつであった。当然のことながら、同じ罪名であっても事実も違えば、弁護活動も最終処分も異なる。そのあたりの相違を受講生達は、全体報告会で感じ取ってくれたはずだ。

民事チームの取扱い事件は、税務関係、請負関係、離婚の3種であり、外国人チームは、退去強制がらみの行政事件であった。普段全く学習したことのない法律に取り組みなければならないチームもあったわけで、受講生にとっては大いに学習意欲を刺激されたはずである。

2021年度のLCの実施に関しては、①実施する主体が当委員会に移ったこと、②コロナ禍未だ収まらな



LC全体報告会

い中での実施であったこと、この2点が特筆すべき点であった。

前者に関しては、幸いにして、対象両校からは、例年と同等以上の質の高いLCであった旨の評価もいただき、また、受講生からのアンケート結果、レスポンスも極めて好評であり、渋谷パブリックに在籍以降、10年以上に亘ってLCに直接的に関与していたことから否応なしに当委員会のLC担当副委員長を拝命することになった当職としては、感無量であった。

後者のコロナ禍に関しては、ある意味、対面にて依頼者の息遣いを感じ取ることに意義のあるLCであるから、感染対策につき指導担当弁護士用のマニュアル等を作成・交付したうえで、従前どおりの対面での授業の実施を原則とし、最終日に行われるチーム毎の全体報告会についても入場者数は制限したものの、従前どおりの対面で行った。一部のチームにおいてはオンラインでの授業を実施せざるを得ないことも生じたが、結果としてLC実施期間中ないしはその直後に受講生・指導担当弁護士から感染者が出ることはなかった。もっとも、例年行ってきた全体報告会の後の懇親会実施は見送った。

すべてのチームの発表が終わった後に、受講生達と事件につき語り合いながら飲むアルコールの味は格別であり、2022年度は是非、懇親会も復活できればと考えている。

LEGAL CLINIC

4-I リーガルクリニックの経験事例 —— 刑事チーム

法曹養成センター副委員長 池田 美奈子 (66 期)



刑事チームでは、当番弁護で配点を受けた事件を題材として、主に被疑者弁護活動を中心に刑事弁護の実務を経験してもらいます。民事チームとは異なり、事件を選べないことから、残念ながら配点される事件によって活動内容に濃淡が出てしまいます。生憎、担当チームに配点された事件（暴行被疑事件）も、身元引受人を探すのに困難を極めた上、示談交渉も難航し、早期の身柄解放や不起訴に持ち込めるような材料が非常に少ないものでした。

それでも、法科大学院等の授業で学んだ知識が実務でどう活きるのかを経験してもらうために、学生と刑事訴訟法の条文を引き、各手続の根拠条文を確認したり、勾留状の記載事項を一つ一つ確認したりしました。いつも以上に丁寧に刑事訴訟法の注釈やコン

メンタル等の文献にもあたり、私自身、勉強になることも多々ありました。

そして、学生が、生の事件を肌で感じられるよう、可能な範囲で、接見（一般面会）に同席してもらい、被疑者と直接コミュニケーションを図る機会を作ると共に、検察官や裁判所との面談等の場に同席してもらいました。また、勾留決定に対する意見書等は学生の起案をベースに作成し、弁護方針も学生と協議しつつ決定しました。座学とは違う責任感、緊張感のあるクリニックの醍醐味を味わってもらえたのではないかと思います。

学生時代にクリニックを受講し、弁護士になることへの思いを新たにした者としては、当センターにおける取り組みが末永く継続すること、また他の法科大学院でもクリニックが設置されることを願っています。

LEGAL CLINIC

4-II リーガルクリニックの経験事例 —— 民事チーム

法曹養成センター副委員長・事務局長 上田 貴之 (67 期)



民事チームのうち1班（男女各1名）の指導を担当しました。

本来、こちらが書面提出する番の事件を選び、書面案を作成し、確認・修正の上、実際に提出してみても裁判官の反応を見る、とやれば良かったのかもしれませんが、残念ながら、当時、これに適した事件が見当たりませんでした。そこで、「対依頼者関係の業務。具体的には、訴訟中のある局面における状況説明のための法律相談の準備と、期日報告の作成」を課題としました。

学生には約1ヶ月の中で5日程、事務所や裁判所に来ってもらう。その間、記録を検討し、相手の反論や今後の展開を予想して、法律相談時に利用する資料を作成する。作成後、学生だけで協議して、自ら修正を加えた資料を使い、学生を弁護士役にした模擬法律

相談を実施。弁護士から講評後、実際の法律相談に同席する。後日、裁判期日を傍聴し、その日のうちに期日報告案を作成して（全体報告会にて発表をして）終了。このような塩梅です。

学生にとって慣れない分野で大変だったはずですが、こちらとしても正解が何通りも存在するはずの分野の指導となります。誤った指導だけはしないように。とはいえ、できる限り参考にもなるように— 学生の参考資料探しをたら、実務書等を（ある種いつも以上に）読みつつ過ごしたひと夏。非常に勉強になるとともに、かつて受けていた指導を改めて何度も思い出し、感慨深い経験となりました。

法曹志望の学生にとっても、ご自身にとっても（きっと）有意義なご体験となるかと思います。機会がありましたら、会員の皆様もぜひ指導をご担当下さい。